

第5回 旧狛江第四小学校跡地整備基本計画策定委員会 議事概要

1. 開催日時：令和6年12月23日（月）16時30分から17時30分まで
2. 開催場所：狛江市役所4階 特別会議室
3. 出席者
委員：吉田清司委員、富永茂和委員、大谷啓史委員、小町武夫委員、渡辺保英委員、伊達康之委員、岩渕一夫委員、金築宏美委員、岡川清明委員、鈴木孝順委員
事務局：狛江市 企画財政部政策室（杉田篤哉室長、中村容明、宇野暁行）
株式会社建設技術研究所（小野寺、久湊）
4. 議事概要
 - (1) 委員長挨拶
 - ・吉田委員長より挨拶
 - (2) 旧狛江第四小学校跡地整備基本計画（素案）について
 - ・事務局より、第4回検討委員会で指摘のあった点を踏まえ、以下の点について説明。
 - P. 15、基本コンセプトに防災の観点からの記述を追加。
 - P. 18、公共交通機関の利便性に関する指摘があったが、公共交通に関する計画は本事業に付随するものではなく、また公共バスの利便性の向上は可能性の段階であると担当課が判断したため、基本計画には反映しないこととした。
 - P. 22、「9)温水プール」において、「一般開放のほか、高齢者の健康増進教室、児童・生徒の水泳教室などの事業実施を想定します。」という内容を追記。
 - P. 22、「9)温水プール」3点目において、「公認プール施設要領（公益財団法人日本水泳連盟）に規定する国内プールを基本とし」という文言を追記。
 - P. 35、「(2) 創エネルギー・省エネルギー設備」について、多目的ルーム等における発電可能なフィットネス機器に関する内容を追記。
 - P. 37、「4.7ユニバーサルデザイン」について、本計画で整備する施設は市の施設であるため、狛江市福祉基本条例に基づく福祉環境整備基準適合証（やさしさマーク）の交付を受ける必要があり、必然的にユニバーサルデザインに配慮する旨を追記。
 - P. 40 および p. 42 において、イメージパースを追加。
 - ・事務局より、「6. 概算事業費の検討」、および「7. 事業手法の検討」について、説明。

【委員】

p. 52、想定事業スケジュールについて供用開始を従来手法では令和 13 年度、DBO 方式等では令和 14 年度としている。遺跡の調査をすることだが、その場合はどうなるのか。

【事務局】

今後の調査次第で供用開始時期が延期する可能性もある。

【委員】

最短で令和 13 年度もしくは令和 14 年度に供用開始できるということか。

【事務局】

お見込みのとおり。

【副委員長】

事業手法は、我々にはよくわからず、何を大事にしたらよいかの判断がしづらい。行政の担当課で事業手法の方向性を検討するのが良いと考える。

【委員長】

基本計画の素案について市長に答申し、またパブリックコメントを実施した後に、庁内で事業手法を決定するということか。

【事務局】

本委員会後に委員長より市長へ基本計画の答申をした後、事業手法も含めてパブリックコメントを実施することを予定している。

【委員】

事業スケジュールが長いという印象を受けた。民活手法でも従来手法より供用開始が 1 年遅くなるようだが、工夫して工期短縮に努めてほしい。

【委員】

令和 8 年度において、「文化財等の保管場所の移設」とあるが、移設する先は決まっているのか。

【委員】

旧狛江第七小学校跡地にある自転車保管場所に、文化財の保管施設を建築することを計画している。

【委員】

保管施設の建築はスムーズに完了する見込みはあるのか。また、埋蔵文化財等の課題はないのか。

【委員】

建築及び移設は、令和 8 年度中に完了する想定であり、埋蔵文化財の課題による直接的な影響はないと見込んでいる。

【委員】

初期投資費用の 51 億円はどの事業手法によるものか。

【事務局】

事業手法によらず、本事業で想定している施設整備費が約 51 億円であるということである。PFI 手法等を採用した場合、民間が資金を調達することとなり、公共が資金を調達するよりも利息に係る費用が高くなることが考えられる。一方、行政の財政負担を平準化できるというメリットもある。

【委員長】

今後、基本計画の素案に関して、委員から意見を受け付ける期間はどの程度あるか。

【事務局】

12/27 に市長に報告するため、修正を踏まえ、意見がある場合は 12/24 頃までに頂きたい。

(3) 壁打ちの設備の設置について

【事務局】

狛江市スポーツ協会より壁打ちの設置の要望があったが、本施設のグラウンドは団体利用を想定しており、敷地内において壁打ちの設置は現実的に難しいと考えている。

【委員長】

壁打ちの設備は無償で提供されるのか。

【事務局】

数年前はプロ野球球団の本拠地がある自治体を中心に無償で提供されていたが、現時点では事業費に組み込んで有償で設置することになる想定である。費用については把握していない。

【副委員長】

壁打ちの設置については、事務局が述べたように、当初狛江市スポーツ協会から提案したものである。市議会議員がラクロスの壁打ちの設置について、いくつかのスポーツ団体に声をかけると、各団体から前向きな意見があった。事務局の指摘の通り、面積的に設置は難しいと考えるが、基本計画の中で壁打ちの設置について触れておいてほしい。難しいかもしれないが、設置の可能性を残しておきたい。

【委員】

子供などは建物の壁にボールをぶつけることも考えられるため、可能であれば設置したほうが良い。

【委員】

どの程度のスペースが必要なのか。

【副委員長】

壁の前に 10 メートルは必要であり、高さに関しては 10 メートルでは足りないと思う。

【委員】

2014年に日本野球機構が壁打ちの設置を開始して以降、全国で設置が進んでいるが、無償での提供は難しいのが現状。府中市では、体育館の外壁が壁打ちできるようなスペースになっており体育館には壁打ちのスペースがあり、住宅が周りにないので音の苦情がなく、夜遅くまで使用可能である。

また、調布インター近くの天文台通りにある公園にはネットに囲まれた壁打ちの設置場所がある。多摩市の一本杉公園の駐車場にも壁打ち遊び用の壁があるが、車利用が多く駐車スペースを要する際は使用できない。狛江市には小足立児童グラウンドに小学生以下が使用できる壁打ち遊び用の壁があるが、本事業の整備において、壁打ち設備を設置できる可能性があるなら設置していただきたい。

【委員長】

使用時間の制限はあるのか。

【事務局】

住宅街であり、夜間の使用はできない。

【委員】

オブスタクルボックスの設置についての議論が第4回検討委員会であったが、要望のあった設備をすべて配置するのは難しいと考える。オブスタクルボックスはどこに配置する予定なのか。

【事務局】

緑地内に設置する見込みである。

【委員】

設置後、移動はできるのか。

【事務局】

固定するため、移動はできない。

【委員】

小田急線の高架下であれば、音の懸念もなく使用ができていると考える。

【委員】

小田急線の高架下にスリーオンスリー用のスペースがあったが、バスケットボールの音に対するご指摘があったことから、近隣への音の影響は勘案すべきと考える。

【委員】

狛江市と調布市は一つの経済圏でもあると言えるため、調布市の施設を使用するということも考えられる。

5. その他

- ・12/27に委員長より市長へ答申。市で事業手法を決定後、パブリックコメントを実施し、また昼間および夜間に1回ずつ市民説明会を実施予定。パブリックコメント終了後、第

6回委員会を3月上旬に実施予定。資料は1週間前を目途にメールで配布。

以上